

山口市の台所事情

～ 山口さんの家計はどうなってるの？ ～

平成30年3月

山口市

目 次

1	これまでの取組みと現状	1
2	平成28年度決算について	2
3	基金（貯金）の状況	6
4	市債（借入金）の状況	7
5	財政指標の状況	8
6	将来の見通しは？	11
7	財政運営健全化計画における取組み	12

（資料）

	決算の推移	14
	地方公会計制度に基づく財務諸表	16
	なぜ借入をするの？	20
	臨時財政対策債について	21
	用語説明	22

1 これまでの取組みと現状

本市においては、平成17年10月に旧1市4町、平成22年1月には旧阿東町と合併し、中山間地域から臨海地域まで多様な地勢と県内一の広大な市域面積を有する19万都市としての新たなスタートをきりました。こうした中、平成19年10月に合併後最初の「山口市総合計画」を策定し、“ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち 山口”の実現に向け、「協働によるまちづくり」と「広域県央中核都市づくり」を政策の柱として、地方分権時代に対応した行財政基盤の強化をはじめとする新市の基盤づくりを着実に推進してきたところです。

これまでの間、既存の財政構造を抜本的に見直し、真の財政改革に早急に取り組むため、平成23年3月に「山口市財政運営健全化計画」を策定し、基金からの繰入に頼らない、持続可能な財政運営を確立することを目標として、財政運営の健全化に努めてきました。

具体的には、「山口市行政改革大綱」、「山口市集中改革プラン」や「山口市定員管理計画」とも連携し、職員数の削減や職員給与の見直しをはじめ、指定管理者制度の活用や内部業務経費の削減、補助金・負担金の見直しなどの歳出削減策のほか、コールセンターやインターネット公売、コンビニエンスストア納付等の歳入確保策に取り組んできました。また、平成20年度当初予算編成からは、総合計画の施策体系と予算編成における財源配分を連動させる「施策別包括的予算制度」を導入するとともに、行政評価システムに基づき、施策内の優先度に応じた事業を効果的に展開する取組を行ってきたところです。

こうした取組の結果、平成22年度以降の当初予算においては、8年連続で財源不足を補うための基金の繰入に頼らない、歳入規模を基本とした予算編成を行うことができました。

しかしながら、将来的な財政見通しでは、普通交付税の合併支援措置が平成32年度をもって終了するほか、社会経済情勢の先行きが不透明な中で市税の大幅な伸びが期待できないなど、歳入確保が一層厳しくなる一方、歳出においては、少子高齢化の進展による社会保障関係費の増加や、社会資本整備の拡充による公債費の増加などが見込まれることから、平成31年度以降の財政収支がマイナスとなる見込みでございます。

こうしたことから、健全で安定した財政運営を維持しながら、平成30年度から始まる「第二次山口市総合計画」に掲げた重点プロジェクトや各施策を着実に実施していくため、中期的な財政収支に基づく財政目標や具体的な取組等を示した「山口市財政運営健全化計画（平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度）」を平成30年3月に策定し、人口減少や社会保障と税の一体改革など、地方財政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら持続可能な財政基盤の確立を図ってまいります。

この冊子は、本市の財政状況などをわかりやすく説明したものです。市民の皆様には、ぜひご覧いただき、本市の財政運営にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2 平成28年度決算について

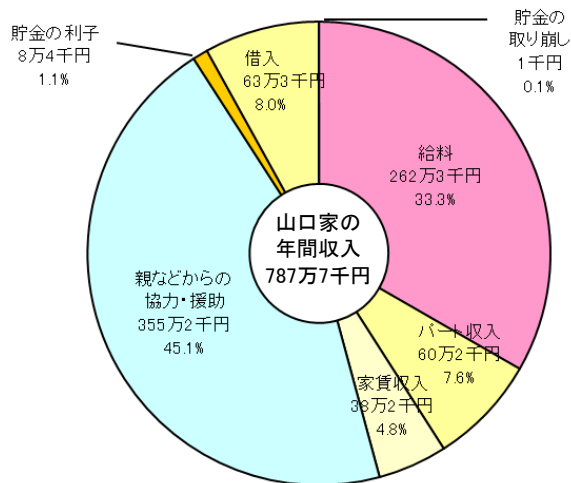
《1年間の収入と支出》

平成28年度の山口市の決算額を山口家の家計に例えてみると・・・

○歳入決算額：787億6,662万円 年間収入：787万7千円
 ○歳出決算額：776億86万円 年間支出：776万円
 となります。

収 入	山口市の決算	山口家の年間収入
給料 (市税)	262億2,625万円	262万3千円
家賃収入 (使用料・手数料等)	38億1,510万円	38万2千円
パート収入 (地方譲与税・交付金)	60億2,044万円	60万2千円
親などからの協力・援助 (地方交付税、臨時財政対策債、国・県支出金等)	355億2,295万円	355万2千円
貯金の利子 (財産収入)	8億4,231万円	8万4千円
自宅増改築等のための借入 (市債)	63億2,680万円	63万3千円
貯金の取り崩し (基金繰入金) [うち収入不足を補うもの]	1,277万円 [0万円]	1千円 [0円]
合 計	787億6,662万円	787万7千円

【山口家の家族】
 サラリーマンのお父さん
 パート勤めのお母さん
 ふたりの子ども

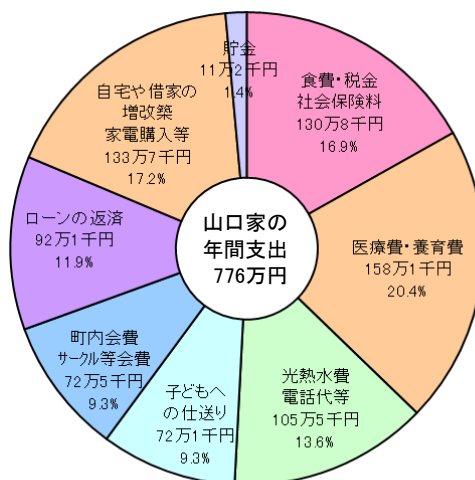


※この資料は、普通会計の決算額で作成しています。

山口家の支出の主な内訳を見ると、食費や医療費・養育費、光熱水費といった生活費が394万4千円で約半分を占めています。また、子どもへの仕送りや町内会費など144万6千円、ローンの返済92万1千円、自宅の増築や改修、資産保全などで133万7千円を支出しています。

一方、収入は、給料や家賃収入を合わせて300万5千円ですが、これだけでは支出額を賄うことができないため、パート収入60万2千円や親などからの協力・援助355万2千円を活用してやりくりをしています。

支 出	山口市の決算	山口家の年間支出
食費・税金・社会保険料 (人件費)	130億7,904万円	130万8千円
医療費・養育費 (扶助費)	158億1,189万円	158万1千円
光熱水費・電話代等 (物件費)	105億5,243万円	105万5千円
子どもへの仕送り (繰出金)	72億898万円	72万1千円
町内会費、サークルや会合の会費 (補助費等)	72億5,178万円	72万5千円
ローンの返済 (公債費)	92億1,175万円	92万1千円
自宅や借家の増改築、家電購入等 (普通建設事業費、災害復旧費、維持補修費)	133億7,162万円	133万7千円
貯金 (積立金)	11億1,337万円	11万2千円
合 計	776億86万円	776万円



※資料中、下線_____のある用語は、最終ページに説明を記載しています。

《1ヶ月の収入と支出》

山口家の年間収支を12ヶ月に分割すると・・・

○1ヶ月の収入：65万7千円

○1ヶ月の支出：64万7千円 となります。

収入	1ヶ月の収入	支出	1ヶ月の支出
給料 (市税)	21万9千円	食費・税金・社会保険料 (人件費)	10万9千円
家賃収入 (使用料・手数料等)	3万2千円	医療費・養育費 (扶助費)	13万2千円
パート収入 (地方譲与税・交付金)	5万円	光熱水費・電話代等 (物件費)	8万8千円
親などからの協力・援助 (地方交付税、臨時財政対策債、国・県支出金等)	29万6千円	子どもへの仕送り (繰出金)	6万円
貯金の利子 (財産収入)	7千円	町内会費、サークルや会合の会費 (補助費等)	6万円
自宅増改築等のための借入 (市債)	5万3千円	ローンの返済 (公債費)	7万7千円
貯金の取り崩し (基金繰入金)		自宅や借家の増改築、家電購入等 (普通建設事業費、災害復旧費、維持補修費)	11万2千円
合計	65万7千円	貯金 (積立金)	9千円
		合計	64万7千円

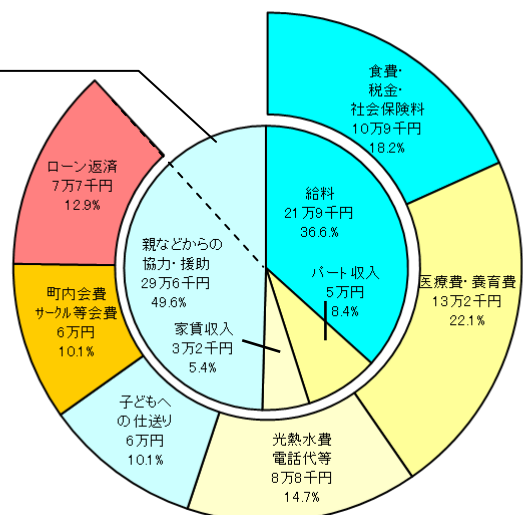
《毎月のやりくり》

支出を見ると、食費、医療費・養育費、光熱水費といった生活費が32万9千円、子どもへの仕送りが6万円、町内会費やサークル等の会費が6万円、ローンの返済7万7千円を合わせると毎月必要となる支出は52万6千円あります。

収入を見ると、給料や家賃収入を合わせて25万1千円ありますが、毎月の支出金額を賄うことができません。このため、毎月のパート収入5万円や親などからの協力・援助29万6千円を活用し、不足金額を補っていることがわかります。

なお、毎月のやりくりによる残金と借入金を活用し、必要に応じて自宅や借家の増改築、家電購入等を行っています。

残りは自宅や借家の増改築、家電購入などに活用



《山口家の資産と債務》

○資産

本市が所有している土地や建物、構築物など、長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される資産（有形固定資産）は、約2,037億円あります。これを山口家に置き換えると、自宅や借家などの資産が合わせて2,037万円あることとなります。

また、財政調整基金や減債基金などの特定の目的のために積み立てている基金の残高は約268億円です。これを山口家に置き換えると、268万円を貯金していることとなります。

資 産	山口市決算	山口家
資産 (有形固定資産)	2,037億円	2,037万円
貯金 (基金残高)	268億円	268万円

○債務

道路整備や学校施設の増改築などの際に借り入れている市債の残高は、約1,007億円あります。これを山口家に置き換えると1,007万円の借入残高があることとなります。

ただし、市債については、地方交付税措置（地方交付税の算定において、市債返済金の一部の財源を国が保障する仕組み）があるものもあるため、これを除く実質的な市債残高は約274億円となります。

これを山口家に置き換えると274万円となります。

このほか、将来にわたる支払義務を約束するため、あらかじめ後年度の債務を明らかにする債務負担行為を行っており、その合計額は146億円あります。これを山口家に置き換えると146万円となります。

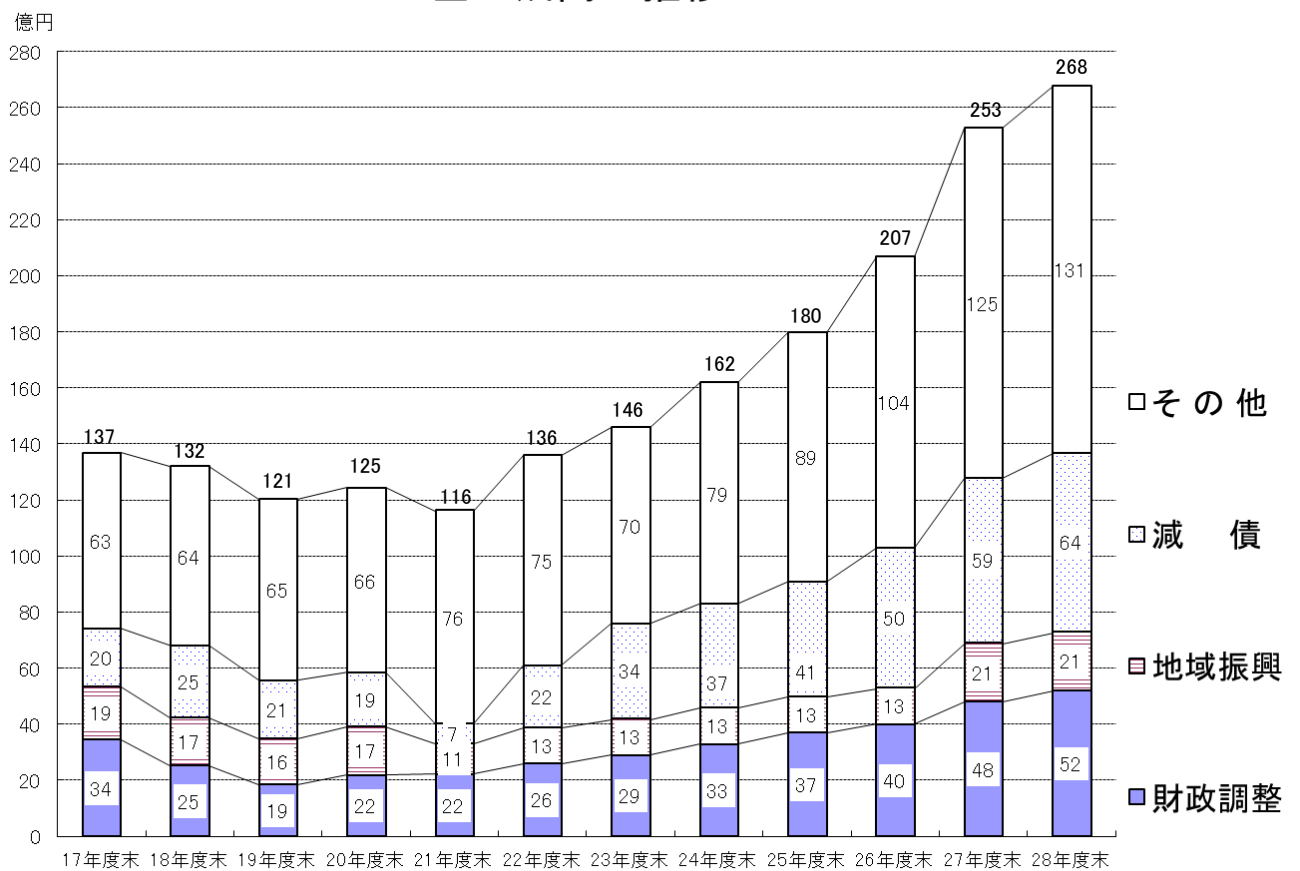
債 務	山口市決算	山口家
借入残高 (市債残高)	1,007億円	1,007万円
実質的な残高	274億円	274万円
将来に渡る債務 (債務負担行為)	146億円	146万円

3 基金（貯金）の状況

平成17年から平成21年度までは、財政調整基金34億円をはじめ、公的資金補償金免除の繰上償還に活用した減債基金約19億円など、約73億円を基金から取り崩して財政運営を行ってきました。基金残高は、減少傾向にありましたが、行財政改革を進めた結果、平成22年度から平成29年度当初予算においては、財源不足を補うための基金の取り崩しに頼らない予算編成を行うことができました。

今後は、将来の財政運営に備えるため、予算の不用額等については、積極的に基金に積み立てることとしています。

基金残高の推移



平成21年度は、豪雨災害の復旧工事のほか、経済対策や市債（借入金）の繰上償還、職員の大量退職などに基金を取り崩して対応したため、基金残高は減少しました。

平成27年度は、合併特例債を活用した合併特例基金に約10億円を積み立てたほか、将来の財源不足に備えるため、財政調整基金、減債基金に積立てを行ったため、基金残高は増加しました。

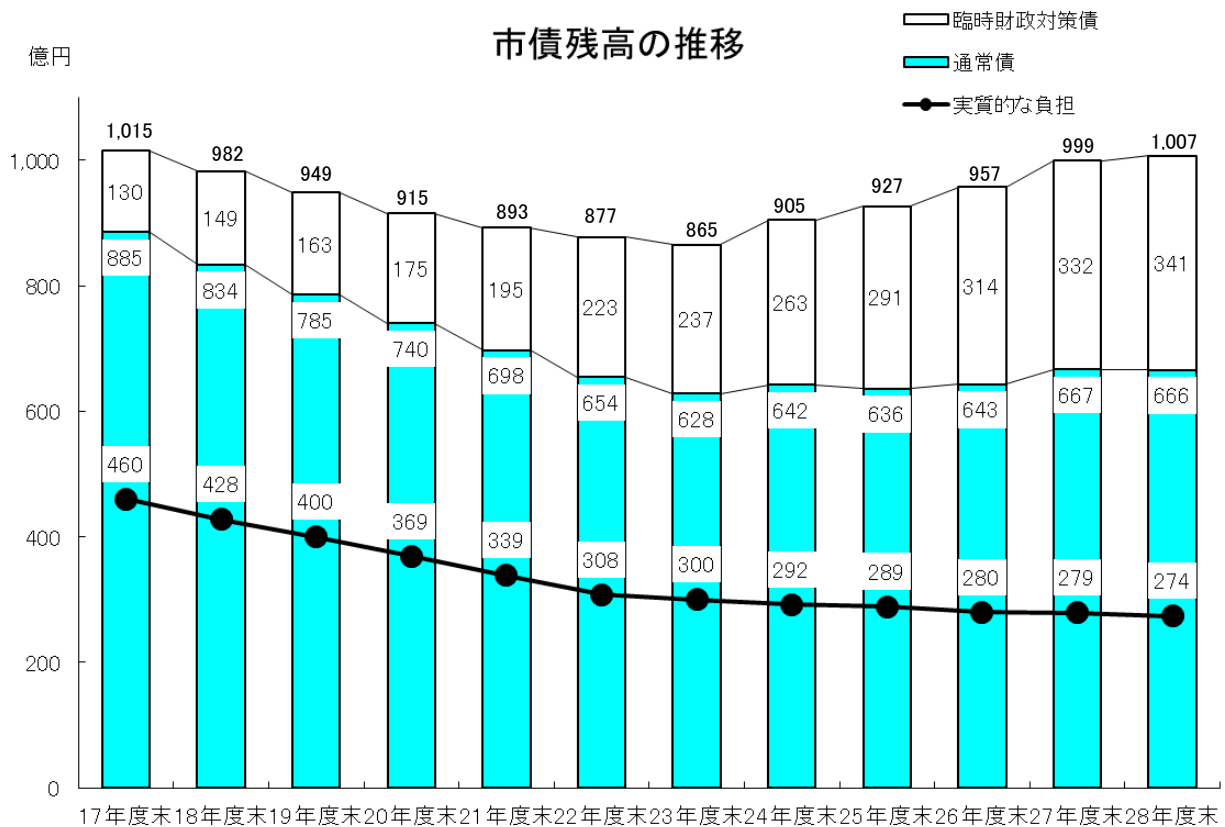
また、平成28年度も同様に財政調整基金、減債基金、庁舎建設基金に積立てを行ったため、基金残高は増加しました。

4 市債（借入金）の状況

市債は学校や道路、公園などの建設工事を行うための借金であり、国の赤字国債のように収支不足を補うものではありません。

これまで公的資金補償金免除の繰上償還などを実施したことにより、市債残高は順調に減少していましたが、しかしながら、平成28年度は合併特例債を活用した公共施設の長寿命化改修や新山口駅ターミナルパーク整備事業などの大規模な建設事業の実施に伴い、市債残高は増加しています。

多額の借入金を抱えることは、将来の財政運営に大きな影響を及ぼしますので、これまでと同様に、後年度の負担に配慮しながら、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置の多い有利な市債を活用することにより、実質的に本市が負担する額を抑制していくとともに、市債の償還期間や元金償還開始までの据置期間を圧縮することなどによって、利子負担額の軽減に取り組んでいます。



市民一人あたりの状況（合併時との比較）

【平成17年度末】

【平成28年度末】

【市債残高】 51万6千円

52万2千円

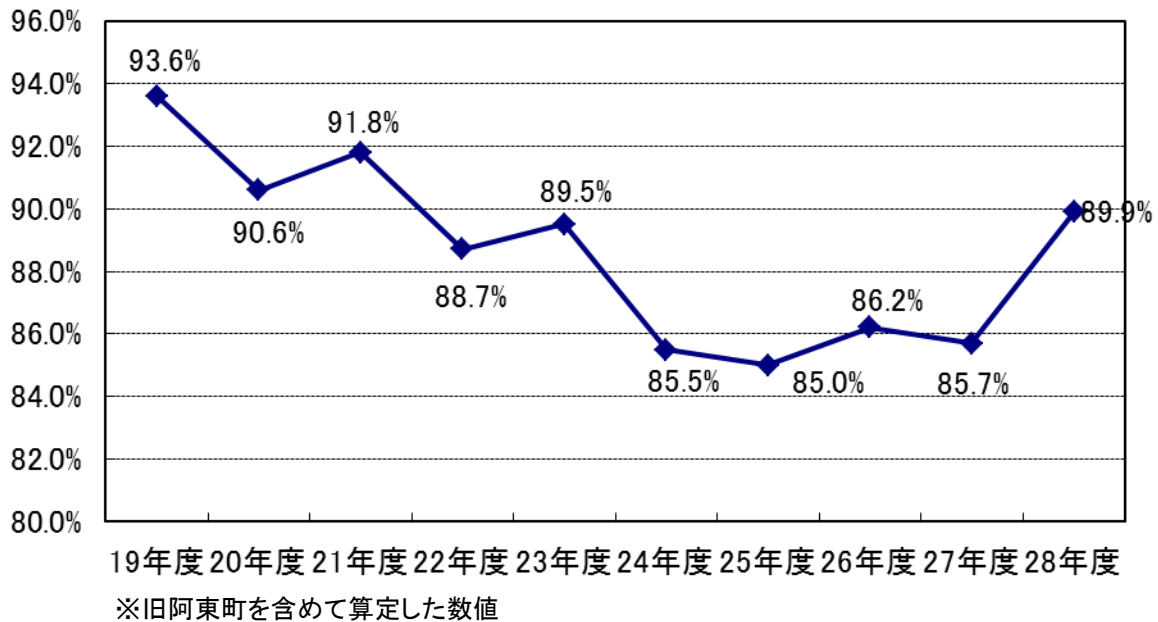
【実質的な負担額】 23万4千円

14万円

※ 平成19年度から、普通会計において「公的資金補償金免除の繰上償還」を約21億円実施し、約3億8千万円の利子負担額を軽減しています。

5 財政指標の状況

(1) 経常収支比率



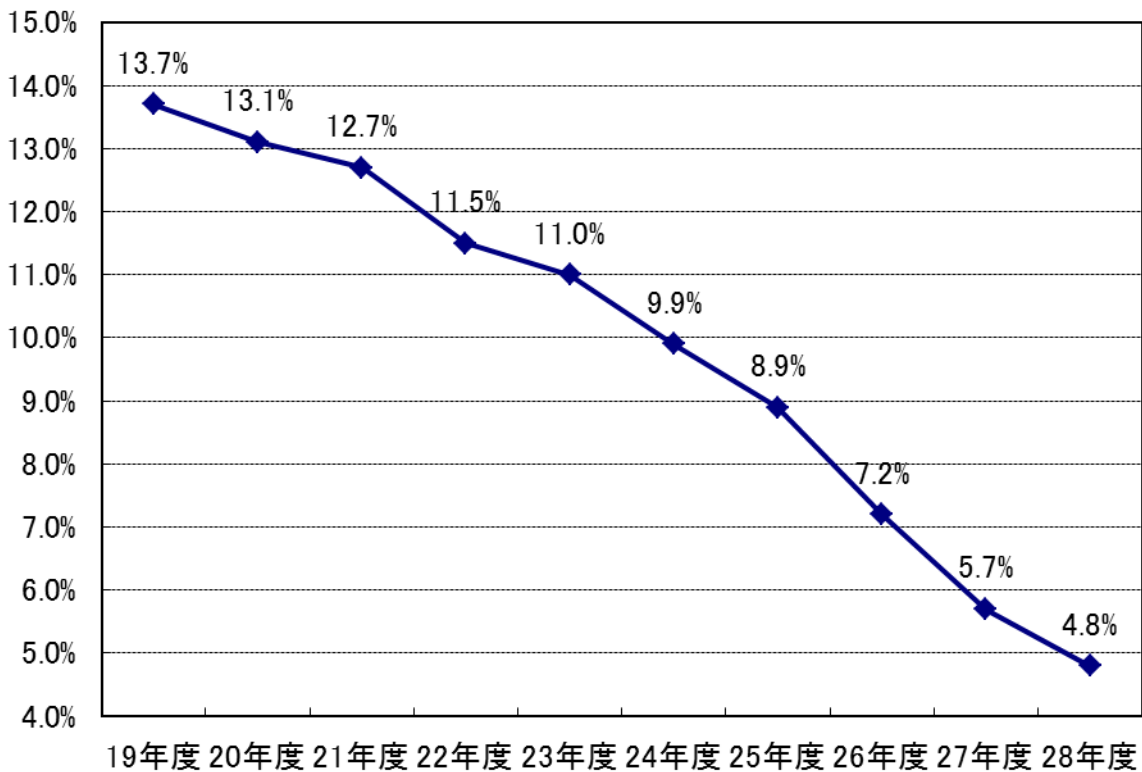
経常収支比率とは、人件費（食費等）、扶助費（医療費等）、公債費（ローンの返済）といった、必ず支払わなければならない経常的な経費に、市税や地方交付税などの経常的な収入がどれだけ充当されているかを示すものです。数値が高くなるほど財政の自由度、健全性が失われていることを示します。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費や公債費などの経常経費に充てる一般財源}}{\text{市税や地方交付税などの経常一般財源}}$$

例えば、10万円の収入のうち、Aさんは、生活費など必ず必要な経費が9万円あるとすると、経常収支比率は9万円÷10万円＝90%となります。Bさんは、生活費など必ず必要な経費が7万円あるとすると、経常収支比率は70%となり、Bさんの方が自由に使えるお金が多いということになります。

平成28年度の山口市の数値は89.9%で、県内13市（平均94.1%）の中では2番目に低い数値となっています。

(2) 実質公債費比率（3カ年平均）



※平成20年度以降は旧阿東町を含めて算定した数値

実質公債費比率とは、一般会計や特別会計のほか、上下水道などの企業会計も含む市全体の公債費（ローンの返済）について、使用料などの特定財源や地方交付税として補てんされる額を除いた実質的な返済額が、収入額に対してどの程度の割合になるかを示したもので、3ヶ年平均で表されます。（例えば、平成28年度の数値は、平成26年度から平成28年度までの単年ごとに算定した数値の平均値となります。）18%を超えると市債を発行する場合に県知事の許可が必要になります。

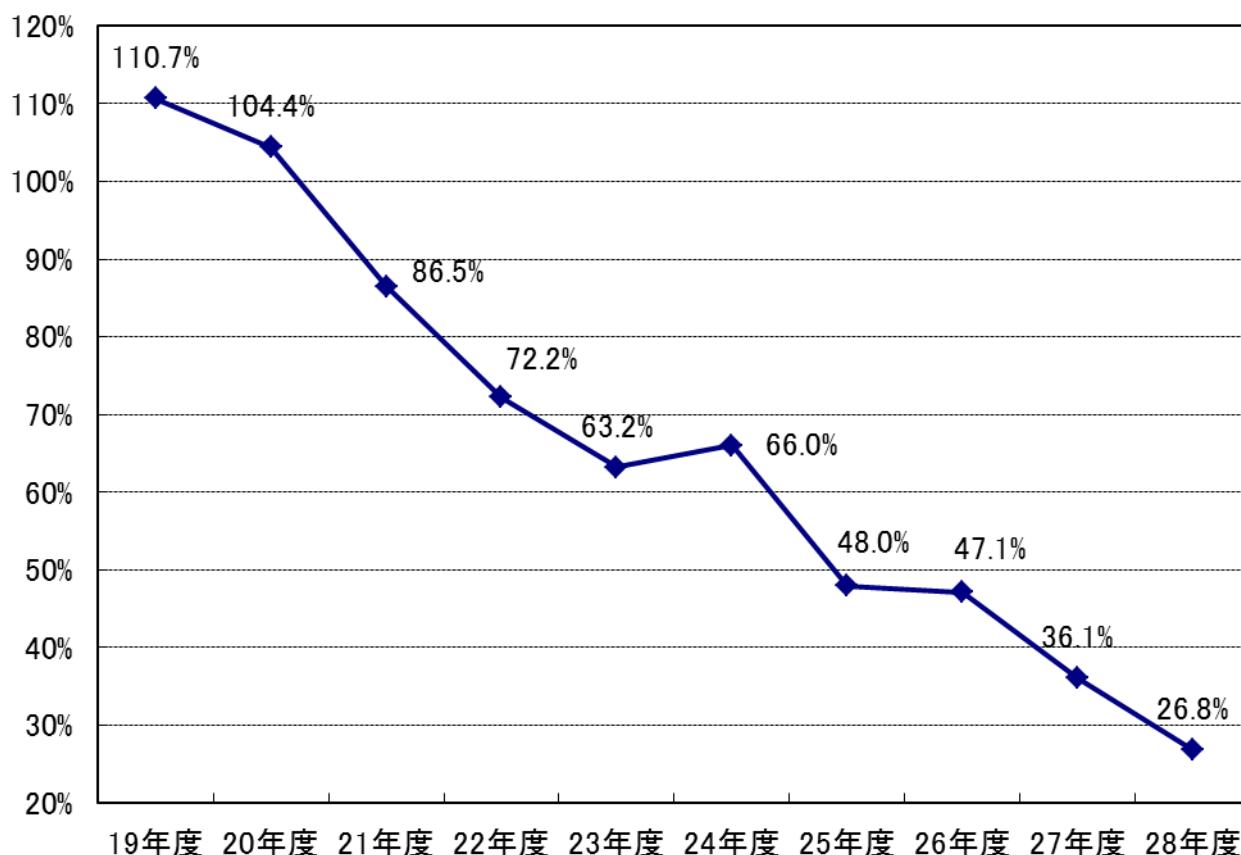
$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{市債の元利償還金等（上下水道分等も含む）} - \text{交付税措置額}}{\text{標準財政規模（標準税収} + \text{交付税} + \text{地方譲与税等）} - \text{交付税措置額}}$$

例えば、10万円の収入のうち、1万5千円は自分のローンの返済を行い、子どものローンの返済を支援するために仕送りを3千円していれば、実質的にローンの返済に使われるお金は合わせて1万8千円となるので、実質公債費比率は1万8千円÷10万円＝18%ということになります。

公的資金補償金免除の繰上償還や借換えの実施など、公債費の縮減に取り組んできたことにより、実質公債費比率は年々低下しています。

平成28年度は4.8%で、県内13市（平均7.8%）の中では、3番目に低い数値となっています。

(3) 将来負担比率



将来負担比率とは、実質公債費比率の対象となる会計の将来負担（借入金や退職手当必要額、債務負担行為など）に加えて、第三セクター等に対する損失補償を行う場合には、その将来負担をも加えた負債全体について、負債の償還に充てることができる基金や地方交付税等の額を控除した実質的な負債が、収入額に対してどの程度の割合になるかを示したものです。

この将来負担比率が350%を超えた場合は、国が定める財政健全化計画を策定することが必要になります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{交付税措置額})}{\text{標準財政規模} (\text{標準税収} + \text{交付税} + \text{地方譲与税等}) - \text{交付税措置額}}$$

公的資金補償金免除の繰上償還による市債残高の減少をはじめ、合併特例債や過疎債などの地方交付税措置の多い有利な市債を積極的に活用することにより、将来負担比率は年々低下していましたが、平成24年度は、大規模な建設事業の実施に伴い市債残高が増加したため上昇しましたが、平成25年度は、充当可能基金、特定財源見込額、交付税措置額の増に伴い低下しました。平成28年度は、26.8%で県内13市（平均44.3%）の中では、4番目に低い数値となっています。

6 将来の見通しは？

山口市では、平成30年3月に新しい「財政運営健全化計画」を策定し、その中で、現況や過去の実績等を基礎とし、財政の健全化に向けた取組みを反映して作成した「中期財政計画」と「計画期間後の財政見通し」を示しています。

これらについては、毎年度の予算編成において見直しを行うほか、社会経済情勢や諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直すこととしています。

平成34年度までの歳入・歳出や収支の見通しは次のとおりとなっています。

中期財政計画		(単位:億円)				
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
歳入	830	872	862	802	772	775
歳出	830	872	888	825	795	804
収支	0	0	△ 26	△ 23	△ 23	△ 29

※平成30年度当初予算編成時点

合併支援措置である地方交付税の合併算定替が平成27年度から段階的に減少し、平成32年度をもって終了することや、少子・高齢化の進展等により、社会保障関係経費などの増加が見込まれることから、平成31年度以降の収支はマイナスとなる見込みです。

こうした状況の中で、「第二次山口市総合計画」に基づいたまちづくりを着実かつスピード感を持って進めるとともに、市民の皆様のニーズにあった質の高い公共サービスを持続的に提供するためには、将来を見据えた持続可能な財政基盤を確立する必要があります。

7 山口市財政運営健全化計画（平成30～34年度）における取組み

第二次山口市総合計画に掲げる将来都市像『豊かな暮らし交流と創造のまち山口～これが私のふるさとだ～』の実現に向け、「必要な施策や事業の着実な推進」と「健全な財政運営の維持」の両立を図ることが重要です。このために、次の3つの基本方針に基づき、将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立を目指します。

（1）まちの持続的な発展をもたらす財政運営

まちの持続的な発展に必要な投資は、将来の税収拡大を図り、その財源をもって、まちの更なる発展へと繋げていくという財源確保の好循環を生み出すこととなります。

このために、雇用創出や地域経済の活性化、子ども・子育て支援等による定住・交流人口の拡大に向けての「第二次山口市総合計画」に基づく重点プロジェクトをはじめ、「山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、「山口県央連携都市圏域ビジョン」に基づく諸施策を重点的かつ戦略的に進めます。

（2）将来への都市経営を支える財政運営

普通交付税の合併算定替などの合併による財政支援措置が終了した後においても、健全で安定した行財政運営を維持できる財政基盤を確立するため、「第二次山口市行政改革大綱」に基づく行財政改革を着実に進め、歳入・歳出両面からの財源確保を図ります。

また、今後、一般財源の縮小が見込まれる中で、社会経済情勢の急変や、大規模災害の発生などのほか、第二次山口市総合計画を着実に推進するための政策課題に対し、柔軟に対応できるよう財政調整基金や特定目的基金の有効活用と残高確保に努めます。

（3）将来世代への過度な負担を残さない財政運営

投資的事業への市債の活用は、社会資本形成に係る財政負担の平準化と、将来にわたって公共施設等を利用する世代間の負担の公平性を図るといった効果をもたらす一方で、市債への過度な依存は、これからの若い世代や子ども達に対して重い負担を強いることにも繋がることから、事業推進にあたっては、将来的な財政見通しを踏まえ、後年度の公債費負担に配慮しながら市債を有効かつ適切に活用し、市債残高の適正な管理に努めます。

【財政目標】

經常收支比率	平成28年度	平成34年度目標
	89.9%	95%未満

実質公債費比率	平成28年度	平成34年度目標
	4.8%	6%未満

将来負担比率	平成28年度	平成34年度目標
	26.8%	100%未満

基金残高	平成28年度末残高	平成34年度目標
	268億円	135億円以上

(資料) 決算の推移

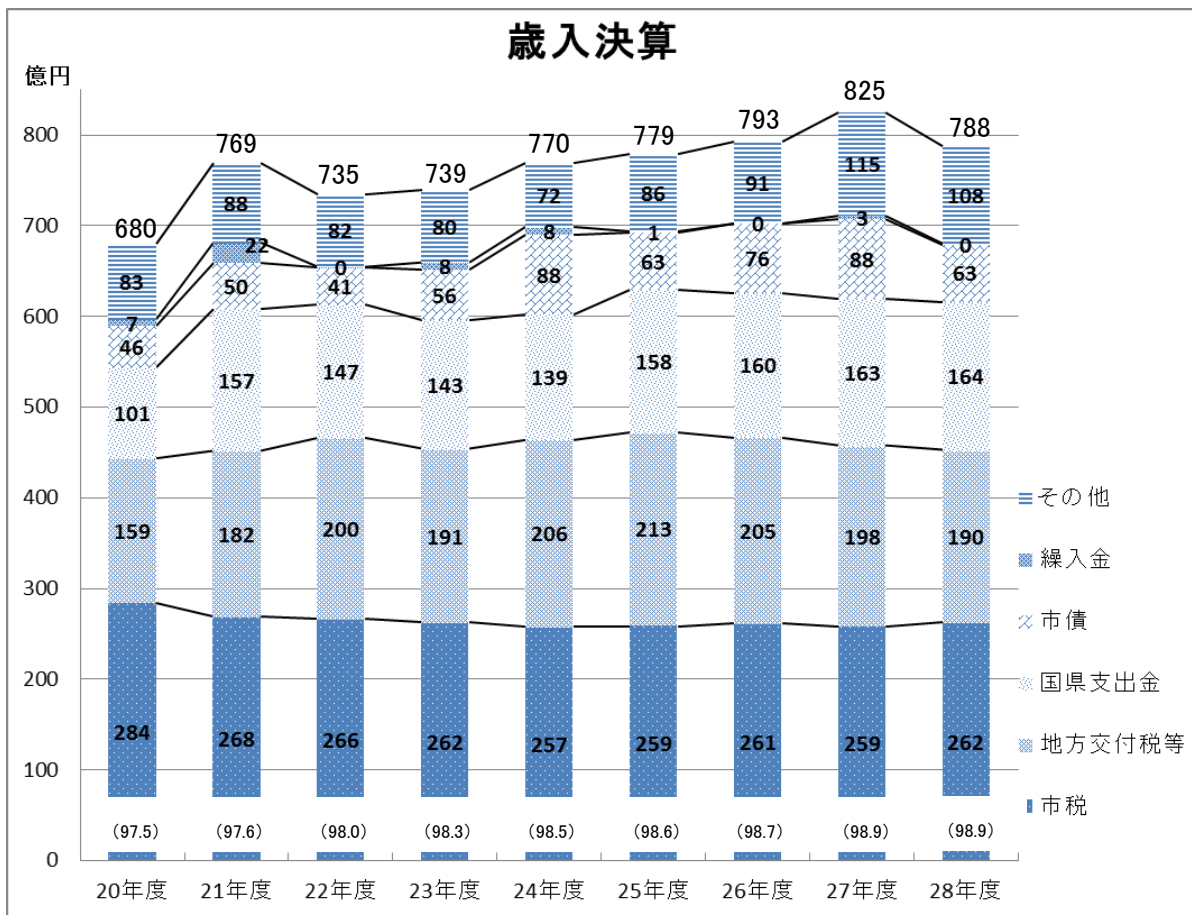
これまでの収支状況を見ると、歳入から歳出を差し引いた「形式収支」は10～17億円の黒字となっています。また、形式収支から繰越事業の財源として翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は6～10億円の黒字となっています。

単位：億円

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
歳入決算額	①	681	680	769	735	739	770	779	793	825	788
歳出決算額	②	671	668	757	722	728	760	762	779	813	776
形式収支	③=①-②	10	12	12	13	11	10	17	14	12	12
翌年度繰越財源	④	2	2	6	6	4	3	10	6	5	4
実質収支	③-④	8	10	6	7	7	7	7	8	7	8

歳入において、「市税」については、リーマンショック（平成20年度）等の影響により大幅に減少したものの、平成25年度以降は、国の経済対策等により景気が緩やかな回復傾向にあることから、税収が堅調に推移しています。

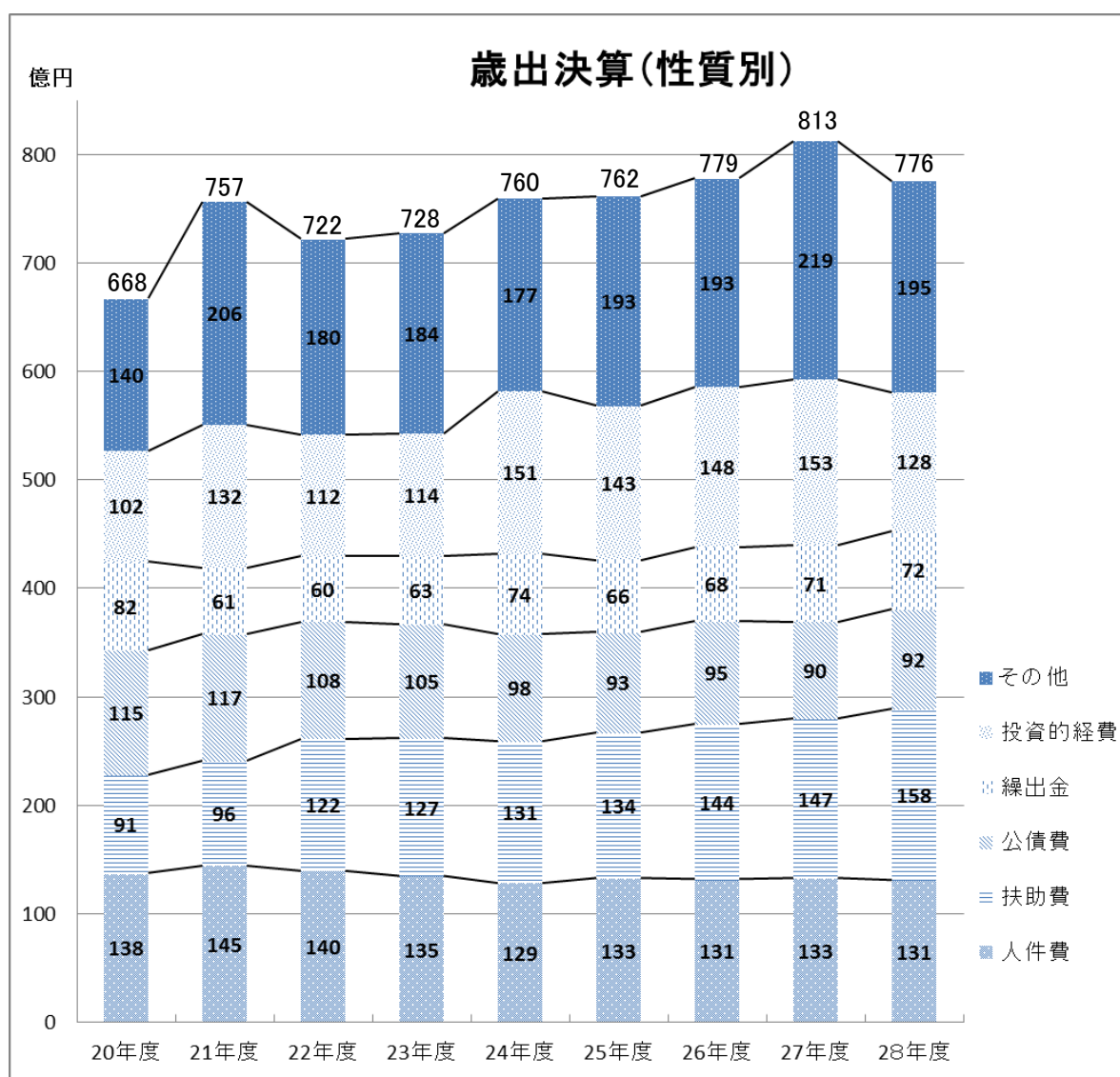
「地方交付税等」については増加傾向にありましたが、近年では平成27年度から合併に伴う財政支援措置である普通交付税の合併算定替が段階的に減少（平成32年度をもって終了）していることなどにより、減少傾向にあります。



歳出においては、社会保障関係経費を中心とする「扶助費」が毎年増加しています。特に平成22、23年度は「子ども手当」が創設されたことにより大きく伸びています。また、少子高齢化社会の進展により今後も増加していくことが懸念されます。

市債の返済を行う「公債費」は、平成19年度から平成21年度に公的資金補償金免除の繰上償還を重点的に行ったことにより、それ以降減額となっています。

建設事業などの「投資的経費」は、平成21年度は国の経済対策や豪雨災害に係る災害復旧事業の影響もあり増加しているほか、平成24年度以降は新山口駅ターミナルパーク整備等の大型建設事業が増加したことにより、大きく伸びています。



○職員数の状況

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
職員数(人)	1,877	1,840	1,804	1,800	1,775	1,756	1,729	1,713	1,694	1,690	1,683
対前年度(人)		△ 37	△ 36	△ 4	△ 25	△ 19	△ 27	△ 16	△ 19	△ 4	△ 7
累計(人)		△ 37	△ 73	△ 77	△ 102	△ 121	△ 148	△ 164	△ 183	△ 187	△ 194

(資料) 地方公会計制度に基づく財務諸表

(1) 新地方会計制度について

自治体の決算は、地方自治法に定められた歳入歳出決算書により、一年間の現金の出し入れの状況（フロー情報）がまとめられています。

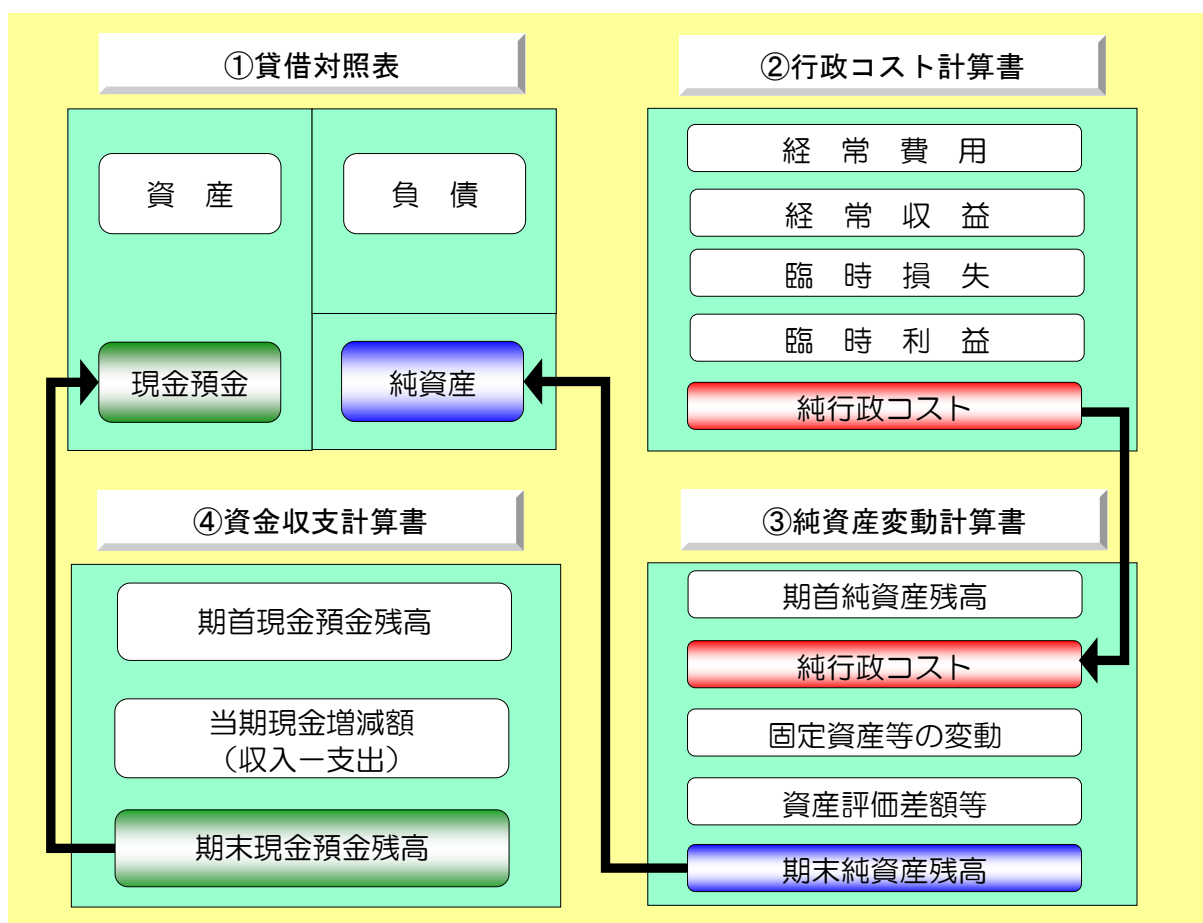
しかし、この会計手法では、これまで整備してきた資産やその財源となった負債の状況（ストック情報）のほか、現金の動きを伴わない減価償却、各種の引当金などの把握が行えないという課題があります。

山口市においては、平成28年度決算から、新たな地方公会計の基準として総務省から示された「統一的な基準」に基づき財務書類4表（財務諸表）を作成し、公表します。

財務諸表を活用して自治体の財政状況等を開示することで、財政運営の透明性の確保や説明責任の履行をはじめ、資産・債務の適切な管理や行政経営への活用などに取り組んでいきます。

(2) 財務諸表の関係図

財務諸表には、「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の財務書類4表があり、これら4表の関係は、下図のように相互に関わっています。



(3) 一般会計等における財務書類4表の状況

① 貸借対照表 (バランスシート)

決算時点において、本市が市民サービスを提供するために保有している資産（財産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総合的に示したものです。借方の「資産の部」は、道路や河川、学校など将来の世代に引き継ぐ固定資産や現金預金等の状況を表しています。

貸方の「負債の部」は、将来の世代が負担する債務の状況を表しており、「純資産の部」は、これまでの世代が既に負担したお金をまとめたもので、債務を伴わずに将来の世代へ引き継がれる資産の状況を表しています。

貸借対照表 (一般会計等)		貸 方	
借 方			
【資産の部】		【負債の部】	
1 固定資産	2,238 億円	1 固定負債	1,059 億円
①有形固定資産		翌々年度以降に支払が予定される債務	
(ア)事業用資産	1,128 億円	(ア)市債	922 億円
庁舎、学校、地域交流センターなど		(イ)退職手当引当金など	137 億円
(イ)インフラ資産	890 億円		
道路、河川、公園、港湾など		2 流動負債	109 億円
(ウ)物品	19 億円	翌年度に支払が予定される債務	
消防車、救急車、コンピュータなど		市債、資産形成を伴う債務負担行為、	
②無形固定資産		職員手当など	
(ア)ソフトウェアその他	2 億円		
③投資など		負債合計	1,168 億円
(ア)投資及び出資金	11 億円	【純資産の部】	
企業会計への繰出し、出資団体等への		1 固定資産等形成分	2,358 億円
出資など		本年度末の固定資産及び基金の残高	
(イ)長期延滞債権	19 億円	2 余剰分(不足分)	△1,142 億円
税金等の未収金で1年以上未収のもの		蓄積した資源のうち金銭の形態をとるもの	
(ウ)基金その他	169 億円		
地域振興基金や子ども基金、定額運用		純資産合計	1,216 億円
基金など			
2 流動資産	146 億円		
(ア)現金預金	22 億円	負債・純資産合計	2,384 億円
(イ)基金	121 億円		
財政調整基金、減債基金など			
(ウ)未収金など	3 億円		
税金や使用料、手数料等の未収金など			
資産合計	2,384 億円		

② 行政コスト計算書

一年間の行政活動のうち、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに係る経費（人件費、物件費、福祉給付等）を、その行政サービスの直接の対価として得られた財源（使用料・手数料等）と対比して示したもので、純行政コストは、一年間の行政運営にかかった純粋なコストを表しています。

減価償却費や引当金などの現金収支を伴わないコストを計上することで、これまでは見えなかったコストが明らかになります。

行政コスト計算書（一般会計等）	
【経常費用】	
1 業務費用	367 億円
職員の給与、議員の報酬、退職手当引当金、 物品の購入費、施設の管理運営費、資産の減価償却費など	
2 移転費用	277 億円
補助金等、社会保障給付、他会計繰出金など	
経常費用(a)	644 億円
【経常収益】	
1 使用料、手数料	10 億円
施設の使用料、証明交付手数料など	
2 その他	12 億円
実施した事業の受益者負担金や分担金、市への寄附金など	
経常収益(b)	22 億円
純経常行政コスト(a)-(b)	622 億円
【臨時損失】	
1 災害復旧事業費	5 億円
2 その他	9 億円
臨時損失(c)	14 億円
【臨時利益】	
1 資産売却益	3 億円
臨時利益(d)	3 億円
純行政コスト(a)-(b)+(c)-(d)	633 億円

③ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部に計上されている数値（これまでの世代が既に負担したお金）が、一年間でどのように変動したかを表しています。

純資産変動計算書（一般会計等）	
期首純資産残高 (a)	1, 184 億円
1 純行政コスト	△633 億円
2 財源（地方税、地方交付税、国県支出金など）	650 億円
3 無償所管換等	15 億円
当期純資産変動額 (b)	32 億円
期末純資産残高 (a) + (b)	1, 216 億円

④ 資金収支計算書

一年間の現金（資金）の流れを示すもので、収支の性質別に三つの区分（部）に整理し、本市がどのような活動に資金を必要とし、それをどのような収入により賄っているかを表しています。

資金収支計算書（一般会計等）	
期首現金預金残高 (a) ※前年度からの繰越金	23 億円 (歳計現金9億円、歳計外現金14億円)
当期歳計現金の収支	
1 業務活動収支	65 億円
(ア) 支出合計	△581 億円 (人件費、施設の管理運営費、社会保障給付など)
(イ) 収入合計	651 億円 (市税、地方交付税、国県補助金、使用料など)
(ウ) 臨時支出	△5 億円 (災害復旧事業費支出)
2 投資活動収支	△74 億円
(ア) 支出合計	△111 億円 (公共資産 (学校、道路など) の整備費など)
(イ) 収入合計	37 億円 (国県補助金など)
3 財務活動収支	8 億円
(ア) 支出合計	△83 億円 (市債の元金や利子の償還金、貸付金の返済など)
(イ) 収入合計	91 億円 (貸付金の回収、資産等売却収入、市債借入など)
当期歳計現金増減額 (b)	△1 億円
当期歳計外現金増減額 (c)	0 億円
期末現金残高 (a) + (b) + (c) ※翌年度への繰越金	22 億円

(資料) なぜ借入をするの？

道路や公共施設などの社会資本の整備には多額の経費が必要となりますが、この資金をその年の税金だけで賄おうとすると、他の事業にしわ寄せがいてしまいます。

しかし、市債を借り入れることにより、一時的に必要な多額の経費を調達できるようになり、社会資本の整備が可能となります。

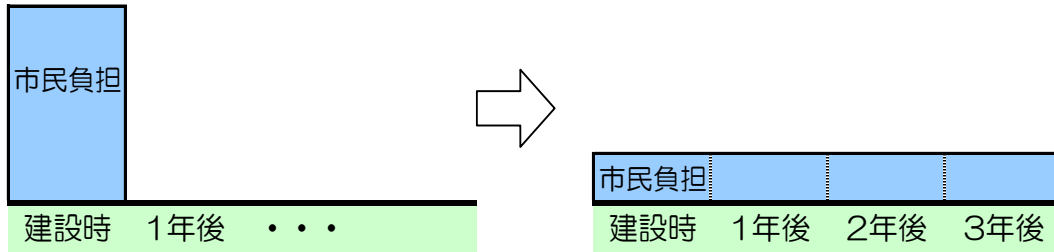
家計に例えると、住宅ローンを組むような事情で借入れを行っているわけです。

【市債の意義】

道路や公共施設などは、長期間に渡って使用するため、市債を借りて分割して返済することで、建設時の市民の皆様だけでなく、後年度の市民の皆様にも税で負担していただくことによって、世代間の負担の公平を図るという意味あいもあります。

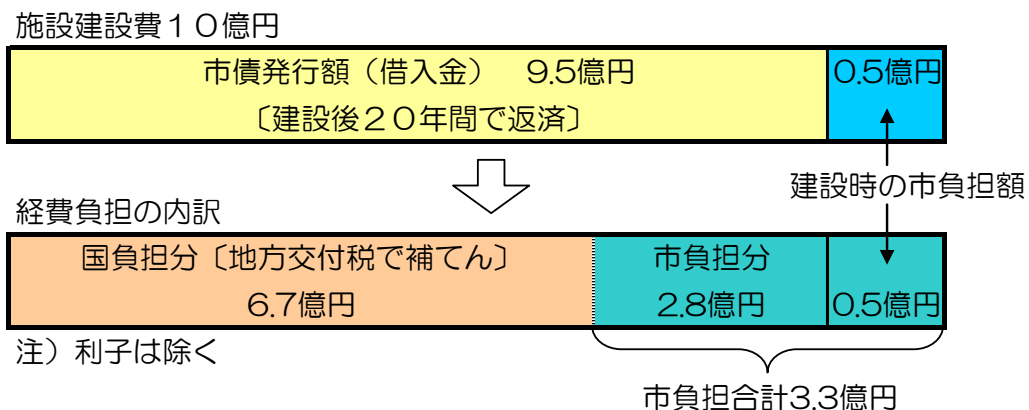
このように、市債には、家庭のローンとは違った事情もあります。

〔借金しない場合〕 (使用者≠負担者) 〔借金した場合〕 (使用者≒負担者)



また、市債の中には、合併特例債のような、市債の返済金の一部を地方交付税として交付されるものもあります。

【市債の借入例（合併特例債）】



こうしたことから、合併特例債のような市債を有効活用していくことは財政的にも有利ですが、一方では、市債は借入金にかわりはありませんので、後年度の負担にも考慮する必要があります。

(資料) 用語説明

○地方交付税の合併算定替

地方交付税を算定する際に、合併後の新しい市で算定される額が、合併前の旧市町村ごとに算定される額の合算額を下回らないように算定することにより、合併市町村が地方交付税上不利益を被ることのないよう配慮する制度。

山口市の合併算定替は、平成 17 年 10 月の旧 1 市 4 町の合併については、平成 27 年度まで行われ、その後 5 年間で段階的に縮減され平成 32 年度をもって終了します。また、平成 22 年 1 月の旧阿東町との合併については、平成 26 年度まで行われ、その後 5 年間で縮減され平成 31 年度をもって終了します。

○公的資金補償金免除の繰上償還

通常、地方債を発行し償還期限前に元金を繰上償還する場合には、補償金が必要となります。国が示す一定の条件を満たす場合に、補償金を支払うことなく高利の公的資金（財務省旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金や公営企業金融公庫資金）の繰上償還や借換えを行うことができる制度です。平成 19 年度から平成 21 年度まで実施されましたが、さらに、平成 22 年度から平成 24 年度まで実施されることとなりました。

○合併特例債

合併後の市町村が建設計画に基づき、一体性の速やかな確立や、均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業などの財源として発行できる地方債。山口市では、平成 17 年 10 月の旧 1 市 4 町の合併について旧合併特例法の規定が適用され、平成 32 年度まで発行することができます。事業費の 95% に充当でき、元金・利子償還金の 7 割が地方交付税で措置されます。

○過疎債

「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる地方債。山口市では旧徳地町と旧阿東町地域が対象となります。

平成 12 年度から 10 年間の時限法でしたが、平成 32 年度末まで延長されています。延長前までは施設整備などのハード事業にしか充当できませんでしたが、延長によりソフト事業への充当が可能となりました。事業費の 100% に充当でき、元金・利子償還金の 7 割が地方交付税で措置されます。

○普通会計

個々の地方公共団体が設けている各会計区分の範囲が異なっていることなどにより、地方公共団体間の財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上の統一的に用いられている会計区分です。山口市の普通会計には、一般会計、土地取得事業特別会計（平成 24 年度決算まで）、小郡駅前第三土地区画整理事業特別会計の一部（平成 27 年度決算まで）、地域下水道事業特別会計、特別林野特別会計が含まれます。

○財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」は、昭和 30 年に制定された地方財政再建促進特別措置法に代えて新たに制定された法律であり、平成 21 年 4 月に全面施行されました。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の 4 つの指標が一定基準を超える場合に、「財政健全化団体」や「財政再生団体」に指定するという、イエローカードとレッドカードの 2 段階構えで財政状況をチェックすることで、早期に財政再建を図ることができる制度に改正されています。

